

定 款

公益社団法人 鶴見法人会

# 公益社団法人鶴見法人会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人鶴見法人会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 税に関する研修会等を実施し、税の学習環境の整備・充実を図ること
- (2) 租税関係等の法令、通達等の周知徹底を図るために、講習会・説明会を実施し、税の相談環境を整備すること
- (3) 税制及び税務に関する調査研究及び支援活動を通じて社会に提言すること
- (4) 部会・委員会活動等を通じて、地域の経済活動を活性化させること
- (5) 支部活動を通じて、本会組織の充実を図ると共に、全国各地の法人会との連携強化を図ること
- (6) 地域の福祉問題、環境問題等の改善に資すること
- (7) 会員の福利厚生等に資すること
- (8) 本会活動に関係する諸官庁及び友誼団体との連携を図ること
- (9) その他、本会の目的達成に必要な事業及び活動を行うこと

2 前項の事業は、おもに鶴見税務署管内を中心として神奈川県内において行うものとする。

## 第3章 会員

(会員の構成)

第5条 本会に次の会員を置く。

(1) 正会員

鶴見税務署管内に所在する法人（管内に事業所を有する法人を含む。）で、本会の目的及び事業に賛同して入会した者

(2) 賛助会員

本会の事業を賛助するために入会した法人、法人の事業所又は個人

- 2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会届により申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

- 2 既納の会費は原則としてこれを返還しない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 法人が解散又は事業所の閉鎖をしたとき
- (3) 賛助会員である個人が死亡又は失踪宣告を受けたとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき
- (6) 総正会員の同意があったとき

(退会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき
  - (2) 本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為があったとき
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に対し、総会の1週間前までに理由を付してその旨を通知し、かつ、総会で弁明の機会を与えなければならない。

## 第4章 総会

(構成)

第11条 総会は通常総会及び臨時総会とし、いずれもすべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とし、通常総会をもって同法上の定時社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びに附属明細書の承認
- (5) 財産目録
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他、一般法人法又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、必要に応じて随時開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して会長に総会の招集の請求があったときは、会長はその日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。
- 3 会長は前項により総会を招集するときは、理事会の決議により決定された次に掲げる事項を記載した書面をもって、開催2週間前までに通知しなければならない。
  - (1) 総会の日時及び場所
  - (2) 総会の目的である事項
  - (3) 総会に出席できない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使できることの通知
  - (4) その他法令で定める事項

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

- 2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合、その正会員は出席したものとみなす。

(決議)

第17条 総会の決議は、議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 定款の変更
  - (2) 監事の解任
  - (3) 会員の除名
  - (4) 解散
  - (5) その他法令に規定する事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議長及び出席した正会員のうちから選出した議事録署名人2名が、前項の議事録に署名又は記名押印するものとする。

## 第5章 役員等

(役員の設定)

第19条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上25名以内
  - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、7名以内を副会長とする。
  - 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議により理事の中から選定する。
- 3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他それに準ずる相互の密接な関係である者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添えて遅滞なく行政庁に届け出るものとする。
- 7 役員の選任に関する事項は、理事会において別に定める役員選任規程による。

#### (理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 会長及び副会長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第22条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
- (2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を総会及び理事会に報告すること
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること  
ただし、その請求のあった日から5日以内に、請求日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、その調査の結果を総会に報告すること
- (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

#### (役員任期)

第23条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の

終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 役員は、総会の決議により解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会において別に定める役員の報酬及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

第26条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
  - (3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とそ  
の理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
  - 3 前 2 項の取扱いについては、理事会において別に定める理事会運営規則による。

(損害賠償責任の免除)

第27条 本会は、一般法人法第 111 条第 1 項の役員の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問及び相談役)

第28条 本会に、任意の機関として、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会において選任又は解任する。
- 3 顧問及び相談役は、本会の業務執行上の重要な事項について会長の諮問に応じ、会長に対して意見を述べることができる。
- 4 顧問及び相談役の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 5 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 6 前項に関し必要な事項は、総会において別に定める役員の報酬及び費用に関する規程によ

る。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の招集に関する事項の決定
- (2) 各種規則、規程並びに基準の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長及び副会長の選定及び解職

(開催)

第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度6回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を示して会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第22条第1項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第32条 理事会は会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日に開催する理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、役員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。



(議長)

第33条 理事会の議長は、会長又は会長が指名した副会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第37条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規則による。

## 第7章 正副会長会

(正副会長会)

第38条 本会の事業を推進するため、任意の機関として、理事会の決議により、正副会長会を設けることができる。

- 2 正副会長会は、会長及び副会長をもって構成する。
- 3 正副会長会は、業務執行に当たり緊急性を要するもの及び役員人事その他本会の運営に関する重要事項について審議し、理事会に参考意見を表明する。
- 4 正副会長会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第8章 委員会、部会、支部

(委員会)

第39条 本会の事業を推進するため、任意の機関として、理事会の決議により、委員会を設けることができる。

- 2 前項に定める委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(部会)

第40条 本会の事業を推進するため、任意の機関として、理事会の決議により、次の部会を置くことができる。

- (1) 青年部会
- (2) 女性部会
- (3) その他理事会の定める部会

2 前項に定める部会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(支部)

第41条 本会の事業を推進するため、任意の機関として、理事会の決議により、支部を置くことができる。

2 前項に定める支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第9章 事務局

(事務局)

第42条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 職員は、理事会の議決を経て会長がこれを任免する。
- 4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第10章 資産及び会計

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類について

はその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の書類については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 第1項及び第3項の帳簿及び書類等の備え置き並びに閲覧については、法令の定めによる。

## 第11章 定款の変更及び解散

### （定款の変更）

第46条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

- 2 次に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
- (1) 定款で定めた公益目的事業を行う都道府県の区域又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在場所（従たる事務所の新設又は廃止を含む。）
  - (2) 公益目的事業の種類又は内容
  - (3) 収益事業等の内容
- 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

### （解散）

第47条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### （公益認定の取消し等に伴う贈与）

第48条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、総会の決議により、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第12章 公告の方法

(公告)

第50条 本会の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は官報に掲載する方法による。

## 第13章 補則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附則

1. この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 本会の最初の会長及び副会長は、次のとおりとする。  
会長 長谷川勝一  
副会長 浅賀正司、森田洋司、相川良一、遠藤一郎、大島正之、松浦泰弘、伊藤文雄
3. 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。